

## 工事監督要領

平成16年1月13日制定

### (目的)

第1条 この要領は、三沢市契約事務規則（平成27年三沢市規則第4号。以下「契約事務規則」という。）その他法令に定めがあるもののほか、三沢市が発注する工事又は製造及び工事に係る修繕（以下「工事」という。）の監督の実施に関し必要な事項を定め、契約の適正かつ円滑な履行を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督職員 契約事務規則第39条第1項の規定により監督を命ぜられた職員をいう。
- (2) 検査職員 契約事務規則第41条第2項の規定により検査を命ぜられた職員をいう。
- (3) 現場代理人 契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負者の一切の権限（請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領並びに契約の解除に係るものを除く。）を行使する者をいう。
- (4) 主任（監理）技術者 工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理、出来形管理及びその他技術上の管理を司る技術者をいう。
- (5) 現場代理人等 現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者をいう。
- (6) 設計図書 仕様書、特記仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (7) 契約図書 契約書及び設計図書をいう。
- (8) 指示 監督職員が請負者又は請負者の現場代理人に対し、契約の履行上必要な事項について書面をもって示し実施させることをいう。なお、上司から監督職員への指示についてはこの限りではない。

(9) 承諾 契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員、請負者又は請負者の現場代理人が書面により同意することをいう。

(10) 協議 契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。

(厳正、公正の保持)

第3条 監督職員は、請負者その他利害関係人に対して、厳正、公正な態度で臨まなければならない。

(関係機関、関連工事及び地元調整)

第4条 監督職員は、常に関係機関、関連工事及び地元との調整に留意し、工事施工に支障をきたすことのないよう配慮しなければならない。

(上司に対する報告)

第5条 監督職員は、工事現場の状況等に応じた対応を図るとともに、その職務において疑義が生じたときは、速やかに上司に報告し判断を仰ぎながら監督業務を行うものとする。

(現場状況の把握)

第6条 監督職員は、工事現場の状況を把握し、契約図書に基づき、工事が契約どおり施工されるよう監督を行わなければならない。

(指示、承諾及び協議の徹底)

第7条 監督職員は、工事施工に当たっては、請負者に対し設計意図を正しく伝え、設計図書に定められた工事が遂行されるよう適切な指示、承諾及び協議の徹底を図らなければならない。

2 前項の指示、承諾及び協議は、第2条第1項第8号及び第10号により書面によるものとする。ただし、軽微なものについてはこの限りでない。

(書類の整理)

第8条 監督職員は、請負者から提出された書類並びに自己の提出する報告書等については常に整理し、その経過を明らかにしておかななければならない。

(工程表)

第9条 監督職員は、請負者から工程表が提出されたときは、遅滞なくこれを審査又は確認しなければならない。

(工事の立会い及び確認)

第10条 監督職員は次に掲げる工事の施工に立会わなければならない。

- (1) 設計図書により監督職員の立会い又は見本検査を指定した工事材料の調査を要するもの。
- (2) 水中又は地下に埋設するもの。
- (3) 完成後外面から明視することができないもの。
- (4) 請負者から立会い又は見本検査を求められたもの。
- (5) その他立会いが必要と認められるもの。

2 監督職員は、やむを得ない理由により前項の立会いができないときは、上司の承認を受け、他の職員を立会わせることができるものとする。

3 監督職員は、前項によらない場合は、請負者に対して施工後その適否を確認できるよう必要に応じて写真その他の方法で当該記録を整備しておくことを指示しなければならない。

(工事材料の検査)

第11条 監督職員は、検査を指定したもの又は請負者より受検を求められたものは、使用前にその品質、数量等を検査し、仕分けその他の標示方法により合格材料と不合格材料に区分させるとともに、不合格材料については、遅滞なく工事現場から搬出させなければならない。

(工事の促進)

第12条 監督職員は、工程表に基づき、工事の進ちよく状況を把握し、遅延するおそれがあると認めるときは、請負者に対し指導及び協議を行い、工事の促進に努めるとともに、その結果を上司に報告しなければならない。

2 監督職員は、天災その他の理由によって工事の進ちよくが妨げられたときは、速やかに上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(詳細図等の交付又は承諾)

第13条 監督職員は、必要があると認めるときは、設計図書に基づいて詳細図等を作成して請負者に交付し、又は請負者が作成したこれらの図書を審査して承諾を与えなければならない。

2 監督職員は、前項の交付及び承諾にあたり、重要又は事業担当課で取り決め等が定められているものについては、あらかじめ上司の承認を受けるものとする。

(設計図書不適合の場合の修補、破壊検査等)

第14条 監督職員は、工事の施工が設計図書に適合しないと認めたときは、請負者に修補を指示し完全な工事を実施させなければならない。

2 監督職員は、請負者の責めにおいて確認できない方法により施工したとき及び設計図書に適合しない場合において、必要があると認めるときは工事の施工部分を破壊して検査することができる。

(設計図書の表示の不一致等)

第15条 監督職員は、設計図書に明示されていないもの、相互に符合しないもの、誤りがあるもの若しくは脱漏を発見したとき又はこれらについて請負者から通知を受けたときは、直ちに調査を行い、軽微なもので明らかに判定がつくものは、その措置について請負者に指示を与え、その他のものについては上司の指示を受けなければならない。

(設計図書と現場の不一致)

第16条 監督職員は、工事の施工にあたり、設計図書と工事現場の状態が一致しないとき、自然的、人為的に施工条件が実際と相違するとき若しくは施工条件について予期することのできない状況が発見されたとき又はこれらについて請負者から通知を受けたときは、直ちに調査を行い、軽微なもので明らかに判定がつくものは、その措置について請負者に指示を与え、その他のものについては上司の指示を受けなければならない。

(工事の変更、中止等)

第17条 監督職員は、工事の内容若しくは工期を変更し、又は工事を一時中止し、若しくは打ち切る必要があるときは、遅滞なく上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(臨機の措置)

第18条 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置を講じることを求めることができる。

2 監督職員は、請負者が必要であるとしてとった措置について、その通知を受けたとき又は前項の場合においては、その結果を遅滞なく上司に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置)

第19条 監督職員は、現場代理人等、その他請負者が工事を施工するために使用している下請負者、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、請負者に対し理由を明示した書面をもって交替を求めることができる。

(現場代理人等の変更)

第20条 監督職員は、請負者から契約時に提出された現場代理人等届に記載した現場代理人等の配置変更を求められたときは、請負者にその理由を書面により提出させ、その旨を上司に報告しなければならない。

(安全管理)

第21条 監督職員は、常に工事の安全に留意し、災害及び事故の防止に努めなければならない。

(施工体制の点検)

第22条 監督職員は、建設工事施工体制点検要領（平成16年1月13日制定。以下「点検要領」という。）に基づき、施工体制点検リストを整備しておかなければならない。

2 監督職員は、前項以外の工事についても常に点検要領に準じて確認を行わなければならない。

3 監督職員は、施工体制点検リストにより疑うに足りる事実を把握したときは、上司に報告しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の点検)

第23条 監督職員は、一括委任又は一括下請負の点検について、第22条の第1項及び第2項の規定を準用する。なお、第1項の施工体制点検リストは一括下請点検リストに読み替えるものとする。

2 監督職員は、請負者が工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせたと疑うに足りる事実を把握したときは、上司に報告しなければならない。

(契約期限の延長)

第24条 監督職員は、請負者から工期延期願の提出を受けたときは、天候の不良等その責めに帰することができない理由か、その他の正当な理由かを調査のうえ、上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事の未着手等)

第25条 監督職員は、請負者が正当な理由なく工事に着手しないとき、その他契約の履行が危ぶまれるときは、速やかにその理由を調査のうえ、上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(解体材及び発生材)

第26条 監督職員は、工事の施工に伴い設計図書に明示されていない解体材及び発生材を生じたときは、請負者から調書を提出させ、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の手續に従い必要な措置を講じなければならない。

(工事目的物等の損害)

第27条 監督職員は、工事目的物の引渡し前に工事目的物若しくは工事材料、その他工事の施工に関して損害を生じたとき、又は工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、遅滞なくその事実を調査のうえ、上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(天災その他不可抗力による損害)

第28条 監督職員は、天災その他不可抗力によって工事の出来形部分（工事現場に搬入した検査済工事材料等を含む。）に関し損害を生じたことについて請負者から通知を受けたときは、実情を詳細に調査して上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事实績情報システム登録の確認)

第29条 監督職員は、500万円以上の工事について、請負者が行う工事实績情報システム（CORINS）の登録に際し、工事カルテの内容を事前に確認するとともに、工事カルテ受領書（登録内容を含む。）の写しを請負者から受領するものとする。

(検査の立会い)

第30条 監督職員は、検査職員が検査を行うときは、特段の取り決めがない限り、立会い人として立会わなければならない。

(検査の対応)

第31条 監督職員は、三沢市検査事務要綱（平成16年1月13日制定。以下「検査事務要綱」という。）に基づく検査にあたり、契約図書、施工計画書及

び指示書等の工事関係書類を準備し検査に対応するものとする。

2 監督職員は、請負者に対して検査に必要な関係書類の確認及び検査の準備をさせるものとする。

3 監督職員は、検査にあたり請負者に対し現場代理人等の立会いを求め、検査に必要な用具等の準備をさせるものとする。

(工事成績評定)

第32条 監督職員は、1件の契約金額が130万円を超える工事又は製造及び工事に係る修繕について、工事完成届等に基づく現場及び書類の確認後速やかに別に定める請負工事成績評定要領(昭和51年4月1日制定。)に基づき、厳正に当該工事の工事成績採点表を作成しなければならない。

(修補の処理)

第33条 監督職員は、完成検査、出来形検査その他の検査の結果、修補を要するものがあつた場合は、その履行を確認し、検査結果指摘事項調書により事業担当課長の決裁を受け、その結果を検査担当課長に報告するものとする。

(手続等の省略)

第34条 緊急を要する工事又は軽易な工事については、この要領の手続の一部を省略することができる。

(補則)

第35条 この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第22条(施工体制の点検)及び第23条(一括委任又は一括下請負の点検)の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月5日改正)

この要領は、平成25年6月5日から施行する。

附 則(平成27年4月1日改正)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月18日改正)

この要領は、令和4年5月18日から施行する。